

令和6年第1回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第2号から第5号）を除く

令和6年第1回教育委員会会議

1 日 時 令和6年1月26日(金) 13時30分～14時40分

2 場 所 STV北2条ビル6階 A・B会議室

3 出席者

教育長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	長谷川 正 人
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	佐 藤 圭 一
中央図書館長	矢 萩 英 美
総務課長	前 田 憲 一
運営企画課長	中 村 公 人
庶務係長	新 井 達 之
書 記	福 山 雄 基

4 傍聴者 16名

5 議 題

議案第1号 いじめの重大事態の調査結果の公表に係る考え方について
議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について
議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について
議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について
議案第5号 札幌市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和6年第1回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、阿部 夕子委員と道尻 豊委員にお願いいたします。
なお、中野 倫仁委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第2号から第4号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第5号は附属機関の委員の任免に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第3号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号から第5号は公開しないことといたします。

◎**議案第1号** いじめの重大事態の調査結果の公表に係る考え方について

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号「いじめの重大事態の調査結果の公表に係る考え方について」です。事務局から説明をお願いします。

○**児童生徒担当部長** 児童生徒担当部長の廣川でございます。

いじめの重大事態の調査結果の公表に係る考え方につきまして、御説明いたします。

昨年12月21日に、いじめの重大事態の調査結果及び再発防止に向けた教育委員会の取組につきまして公表するとともに、12月26日には市立の園長・学校長を対象とする緊急集会を実施し、いじめ防止対策の徹底につきまして確認したところです。

調査結果の公表以降の一連の経過を踏まえて、年末に秋元市長から、再発防止に関わる4つの指示があり、その中で、調査報告書のマスキングにつきまして、再発防止と事案の検証に向けて再検討するように、との内容がありました。

このことを受け、札幌市の情報公開制度を所管する行政情報課の助言を受け、公表の考え方を改めて整理した上で、黒塗り部分の再検討を行うこととしました。本日は、再検討を行う上での考え方につきまして御審議いただきたいと考えておりますので、その内容につきまして御説明いたします。

それではお手元の資料を御覧ください。まず、「1 はじめに」のところでは

が、このたびのいじめの重大事態調査結果の公表にあたっては、情報公開請求を受けた場合と同様に取り扱い、札幌市情報公開条例に照らして公表版を作成しましたが、結果として、いじめ防止対策推進法や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示す調査の趣旨である、再発防止や、いじめの事実の全容解明という考え方に沿って公表の在り方を検討する、という視点が十分ではありませんでした。そこで、以下に示す公表の意義と目的に基づき、改めて公表版を作成し、再公表することとしました。

「2 公表の意義と目的」をご覧ください。「(1) 公表の意義」につきましてですが、いじめ防止対策推進法 3 条の基本理念に基づき、社会総がかりで取り組むいじめの防止等の対策に調査結果に係る情報を役立てることを公表の意義と考えております。

次に、「(2) 公表の目的」ですが、上記の意義を踏まえ、再発防止の取組の一環として、いじめの実態やこれに対する対処等に関する必要な情報を広く市民と共有することにより、以下のア～エを公表の目的と考えております。

ア) は、学校や教育委員会が当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てる。イ) は、裏面にかけてとなりますが、疑心暗鬼や憶測などをできる限り生まないようにし、社会全体でいじめ問題を考えていく契機として、市民とともに再発防止を含むいじめ防止対策や健全育成活動の促進を図る。ウ) は、市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた取組を推進することができる教育環境を創りあげる。エ) は、家庭教育の重要性が認識され、情操や道徳性、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う力の素地等を培う家庭教育の充実に役立てる。

以上の4点を公表の目的として整理しました。

これらを踏まえた「3 公表版の再検討にあたっての考え方」につきましてですが、公表版の再検討にあたっては、札幌市情報公開条例に照らし、いじめの実態やこれに対する対処等に関する必要な情報を広く公開することにより、再発防止を含むいじめ防止対策に生かしたいと考えております。また、公表の意義や目的に資するよう、一般人であれば個人の識別が不可能な情報につきましては可能な限り公開することとしたいと考えております。

例えば、公表した報告書では具体的ないじめの内容の記載につきまして一部を公開しておりますが、現在、黒塗りで非公開としている部分を公開することが再発防止に資すると考えられ、個人の識別につながらないと判断できる場合には、黒塗りを外すというように、再検討を進めてまいります。

次に、「4 その他」をご覧ください。まず、再検討した公表版は、被害生徒の保護者から事前に文案の了解を取るよう努めた上で、再公表を行います。保護者の方には、昨年末に黒塗り版の再検討を行うことをお伝えしておりますが、2月上旬に、代理人の弁護士を通じて、再検討に係るご意見をいただく予定になっておりますので、その内容も踏まえて検討を進めてまいります。

2つ目にある、いじめの重大事態の発生件数につきましては、これまで公表しておりませんでした。今後は、公表の意義と目的に資する取組の一環として、文部科学省が実施する調査結果の本市の状況の公表に合わせて、年度別の発生件数の総数及び1号案件・2号案件の内訳を公表することとしたいと考えております。

これに関わりまして、3つ目にありますように、いじめ防止対策推進法施行以降、令和4年度までに発生したいじめの重大事態の件数につきまして、このたびの事案の公表を契機に新たに公表したいと考えております。

4つ目にありますように、今後、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会の助言を得ながら、札幌市教育委員会として「いじめの重大事態の公表に関するガイドライン」を作成する予定です。

私からの説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** 私から質問ですが、いじめの発生件数につきまして、今回を契機に公表するということですが、札幌市として今まで公表してこなかった考え方を教えてください。

○**児童生徒担当部長** これまで本市につきましては、文部科学省における調査が統計法に基づく統計調査という位置づけになっており、調査実施にあたり、要項の中で、国の公表した範囲に限るといような規定がありました。国における重大事態の件数につきましては、都道府県までの公表としておりましたので、本市もそれに倣って公表していなかったという経緯がございます。

なお、改めて文部科学省へ確認したところ、統計調査としての公表には手続き等の制限はありますが、それとは別に、本市が把握した数字を公表するという場合には、先ほどの例に寄らず、公表することは可能という回答をいただいております。

○**檜田教育長** 同じ政令指定都市でも、独自の調査をしているということを記者の方も仰っていましたが、その辺の実態はいかがでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 改めて札幌市を除く19の政令市の状況を確認したところ、6つの政令市において何らかの形で件数を公表しており、そのうち、4つの政令市では、ホームページにおいて件数を公表していることを確認しております。

なお、公表の中身につきましては、件数のみのところもあれば、身体に重大な侵害のあった重大事態1号、不登校による2号の別を併せて公表しているところ、あるいは、小学校、中学校の別を公表しているところもございます。

○**檜田教育長** ただいま事務局から補足の説明をいただきましたが、委員の皆さん、改めてご質問等はいかがでしょうか。

○**道尻委員** 今のご説明のところで気になっていた点があるのですが、小学校、中学校、高校の別の内訳につきまして、今回の公表の目的に照らすと、公表対象に加えていただく方が適っているのではないかと思います。逆に、公表することで、そんなに弊害はないのではないかと思いますので、これから具体的な内容を詰めていくにあたって、前向きに検討していただければと思います。

○**児童生徒担当部長** ただいまの件に関しましては、校種別をはっきり明示しますと、本市の場合、義務教育学校、中等教育学校のように校種として1校しかない学校は直ちに特定に繋がることとなりますので、そこにつきましては、学校基本調査のように、義務教育学校の前期課程、いわゆる小学校にあたるものは小学校として、後期課程、いわゆる中学校にあたるものは中学校に分類するなどの工夫をすることで、委員が仰られた小・中・高とそれぞれの段階の生徒に照らしまして、公表することは可能かと考えております。

○**道尻委員** 正に適切な対応ではないかと考えます。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょう。

○**佐藤委員** 2ページ目の「4 その他」の(4)のところなんですけれども、先ほど教育長からもお尋ねされていた他政令市の重大事態の公表につきまして、公

表に関するガイドラインを作成し公表するということでしたが、他政令市では公表のガイドラインを作成しているところはあるのでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 19政令市の状況を確認したところ、5つの政令市において何らかの形でガイドラインを作成しており、中には、ホームページ等で公表しているところもあります。

○**佐藤委員** わかりました。ありがとうございます。

そういったものを参考にして、札幌市として十分なものを作成いただきたいと思えます。

○**檜田教育長** 他はいかがでしょうか。

○**石井委員** 議案に関して、公表版を改めての作成し、結果を公表することに関して、併せて、公表のガイドライン作成に関して賛成いたします。

公表版を改めて作成し、公表することは、あらぬ不信感や憶測を生まず、調査結果の正確性や信頼性に繋がると考えられますし、社会全体、札幌の街全体でいじめ問題というものを共有し、考えるきっかけになるのではないかと思います。

また、いじめの客観的な事実など、必要な情報をしっかり公開することにより、今後のいじめ防止対策に生かしていただきたいと考えております。

1点質問させていただきたいのですが、先ほど佐藤委員からもガイドラインの作成につきまして質問がありましたが、今後、作成するにあたって、文科省のガイドラインですとか、他都市の例も参考にしながら詳細が決まっていくものと考えられるのですが、こういった内容が記載されるのか、検討中のものや具体的に決まっている事があればお聞きしても良いでしょうか。

○**児童生徒担当部長** 今後のガイドラインにつきましては、今、委員からお話がありましたとおり、文科省のガイドラインだけではなく、他都市のガイドラインにつきましても参考にさせていただきたいと考えております。

なお、当面の考えにつきましても他都市のガイドラインを参考とさせていた部分があり、既にあります公表の意義や目的を改めて整理したうえで、どのような形で公表版を公表していくのかということがあるかと思えますが、他都市の状況を確認したところ、報告書の公表にあたり、現在、本市が行っているような黒塗りを施した報告書を公表している都市、一定の基準等を設け

て概要版を作成し、その概要版を公表している都市などがあり、また、様々な配慮の中で、ホームページへの掲載期間につきまして区切りを設けるといふところもあります。そういったところも検討の視点になろうかと思っておりますので、調査検討委員会のそれぞれの専門家である委員からの助言もいただきながら進めていきたいと考えております。

○石井委員 わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。

○阿部委員 ガイドラインのことでお伺いしたいのですが、スケジュール的にはいつ頃に作成し、公表するのか、現在の考えを教えてください。

○児童生徒担当部長 確たるスケジュールではありませんが、来年度に着手をしまして、速やかに検討のうえ、お諮りする必要があるかと考えております。

ただ、作業に一定の時間を要することからも、今回はこのたびの考え方を整理させていただきましたので、しっかり必要な専門家等の助言をいただきながら、進めていきたいと考えております。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございました。

○檜田教育長 ご説明いただいたガイドラインの中で、今回の黒塗りで色々ご心配をおかけし、また、ご批判をいただいた部分につきましても、しっかりとガイドラインを作りながら整理をしていくこととなりますが、ご家族のご意向も踏まえながら、この後、公表に向けて動いていくことになるかと考えております。

○檜田教育長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第1号につきましては提案どおり決定させていただきます。

○檜田教育長 議案第2号から第5号は公開しないことといたしますので、傍

聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開